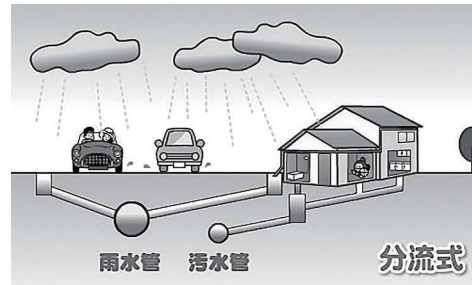


9月は赤穂市水洗化促進月間です

「忘れない 暮らしの下」下水道

くらしの中の下水道

下水道は、皆さんが使った生活排水を処理場へ運ぶ下水道管と、川や海に流すことができるようきれいな水質に処理してから放流する処理場から構成されています。処理場では、微生物の力で汚水をきれいに分解しますが、何でも処理できるわけではありません。油や髪の毛が詰まったり、下水道施設を傷めたりする原因にもなります。下水道は、大切な市民の財産です。皆さん一人ひとりが、正しく大切に使いましょう。

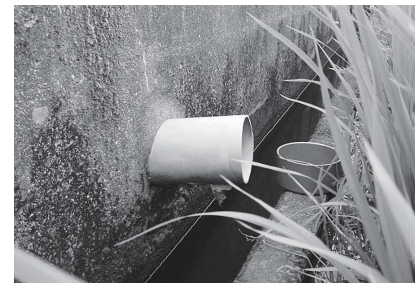


水洗化について

赤穂市の下水道は、汚水と雨水を別々に流す「分流式」を採用しています。この方式では、汚水管と雨水管をそれぞれ敷設するため建設費はかさみますが、分離することにより、ゲリラ豪雨時、雨水が汚水管へ混流することがないため、汚水が道路上にあふれたり、河川や海へ流出したりすることを防ぎます。

下水道の供用開始より、3年以内に水洗化工事をすることが、法律で義務づけられています。下水道の効果を十分に発揮するために、水洗化にご協力をお願いします。

- 水洗化のメリット
 - ・ 嫌な臭いがなくなる
 - ・ ハエなどの害虫が減る
 - ・ 環境衛生が向上する



キャップが外れた例

雨天時の浸入水対策にご協力を
現在、田や畑等に、下水道の取り付け管を設置している場合で、取り付け管が破損したり、キャップが外れたりすると、豪雨時等に雨水が汚水管に混入し、生活排水が流れにくくなる恐れがあります。また、ご自宅の敷地内にある汚水ますについても、自動車の出入りなどで破損していると、雨水が混入する恐れがあります。これらは、個人管理となりますので、適切な管理をお願いします。

下水道作品展のご案内

「下水道」をテーマとした作品を募集したところ、市民の皆さんから多数のご応募をいただきました。その中から、審査によって選ばれた作品を左記の日程で展示します。ぜひ会場に足を運んで力作をご覧ください。

● 展示期間と場所

- ① 9月18日(金)～9月28日(月)
- ▽市役所1階エントランスホール
- ② 10月9日(金)～10月20日(火)
- ▽プラット赤穂2階通路
- ギャラリー(映画館横)



下水道に関する相談・問い合わせ先
● 下水道使用料・受益者負担金に関すること等
上下水道部 総務課

☎ 43・6832

● 下水道工事・排水設備工事・合併処理浄化槽の補助・雨水貯留タンク設置助成に関すること等
上下水道部 下水道課

(赤穂下水道管理センター)
☎ 45・2263

9月は障害者雇用支援月間です

人が働く「理由」、それは、多様です。「収入のため」「自分の夢のため」、また、「人のため」「社会に役立つため」。その「理由」は、障がいのある人もない人も変わりません。誰もが「働く」ことを通じて、誇りを持ち、自立した生活を送ることができるよう、事業主のみならず、広く国民一般に対して障がい者雇用の機運を醸成するとともに、障がいのある人の職業的自立を支援するために、「障害者雇用支援月間」が設けられています。近年障がいのある人の就労は、近年増加しています。この増加の動き

を止めることなく、赤穂市ではハローワークなど各種機関と協力しながら雇用対策に取り組んでいます。障がいのある人が適切な職業に就き、力を十分に発揮できる環境を整えることは、雇用する企業、そして、地域社会全体の強みともなります。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

平成27年4月から「改正障害者雇用納付金制度」が始まりました
常時雇用している労働者数が

100人を超え200人以下の小企業事業主の皆さまも納付金の申告が必要となります。平成28年4月から、前年度(平成27年4月～平成28年3月まで)の雇用障害者数をもとに、「障害者雇用納付金」の申告を行っていただきます。
※法定雇用率(2.0%)を達成している場合も申告が必要です。

○障がいのある人の法定雇用率を下回る場合は、障害者雇用納付金を納付する必要があります。
○障がいのある人の法定雇用率を上回る場合は、調整金の支給申請ができます。

ハローワークにご相談ください

ハローワークでは、就職を希望する障がいのある人の求職登録を行い、技能、職業適性、知識、希望職種などの個々の特性や状況に基づき、ケースワーク方式によるきめ細やかな職業相談、職業紹介を行っています。

また、障がいのある人を雇用している事業主に対しては、雇用管理上の配慮についての助言を行い、必要に応じて専門機関の紹介、各種助成金の案内を行っています。

● カウンセリングコーナーのご案内

精神障がいのある人を対象に、精神保健の専門員による「就職に関する相談」を実施しています。

- 相談日 毎月第2・4金曜日
午後1時30分～4時30分(予約制)
- 内容 ▷就職に関する相談とカウンセリング ▷支援機関の紹介 ▷就職後のフォローアップ

● 手話協力員のご案内

聴覚障がいのある人を対象に、手話協力員を配置しましたので、相談時に手話通訳していただけます。

- 相談日 毎月第3木曜日
午前8時30分～正午
- 問い合わせ先
ハローワークあこ

☎ 42・2376

◆ 参加事業所及び取り扱い予定品目

事業所名	取り扱い予定品目 <small>※当日変更となる場合がございます。</small>
1 みのり大地	クッキー各種、ケーキ、かりんとう、時計修理
2 赤穂精華園有年事業所	赤穂塩ラスク、焼ドーナツ、ワッフル、菓子パン
3 ワーキング西播磨作業所	さをり織、まゆ製品、その他小物
4 赤穂精華園授産寮	花苗、寄せ植え、自家製野菜の漬物、とうふまるごとやきどーなつ、季節の野菜
5 フロンティア	赤穂手作りラスク Frontier、備前焼(コップ類、箸置き etc)
6 わかば園	野菜、さきいか、封筒

◆ 実施予定日

日 程	担当事業所
10月	7日 ワーキング西播磨作業所
	14日 赤穂精華園授産寮
	21日 赤穂精華園有年事業所
	28日 フロンティア
11月	4日 みのり大地
	11日 わかば園
	18日 ワーキング西播磨作業所
	25日 赤穂精華園有年事業所
12月	2日 赤穂精華園授産寮
	9日 フロンティア
	16日 みのり大地
	23日 【お休み】
	30日 【お休み】

「ロビー販売」好評実施中！
障害者就労施設

◆ 実施日等

毎週水曜日 午前11時～午後2時
赤穂市役所庁舎内1階エントランスホール